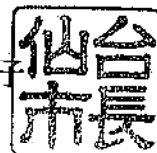


仙台市公告第677号

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第19条第1項に規定する協定を締結したので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、同条第4項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和3年7月9日

仙台市長 郡 和子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 東京都港区芝大門2丁目3-1 常泉ビル6F

氏名 株式会社 ヒーローライフカンパニー 代表取締役 日崎 哲仁

2 開発事業の名称及び目的

名称 太白・茂庭向根太陽光発電所設置事業

目的 太陽光発電所の設置

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市太白区茂庭字向根10-3及び10-1, 10-9の各一部

仙台市太白区茂庭字生出前51-3, 52-1, 52-3, 52-4の各一部

面積 8,883.90 平方メートル

4 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和3年7月9日から条例第22条の規定による完了の届出の日まで
（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時まで

5 縦覧の場所

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課